

○伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務
取扱要綱

平成19年4月25日

教委要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業を後援し、又は教育長賞を交付する場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 主催者の事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。
- (2) 共催 主催者の事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 協賛 主催者の事業の趣旨に賛同し、事業の実施に要する物品等の提供を行うことをいう。
- (4) 教育長賞 主催者を通じて教育委員会教育長名をもって成績優秀者に賞状等を交付することをいう。

(対象の事業)

第3条 後援、共催、協賛（以下「後援等」という。）の承認又は教育長賞の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町のイメージを高め、教育行政の発展に寄与すると認められる事業
- (2) 芸術、文化及びスポーツの振興発展並びに教養及び健康の増進

に寄与するもので、公共性のある事業

(3) その他教育委員会の方針に合致し、生涯学習の推進に寄与すると認められる事業

(後援の承認の要件)

第4条 後援の承認又は教育長賞の交付をする場合は、次の各号に掲げる用件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 主催する団体の所在が明確であること。

(2) 広く町民を対象とする事業であること。

(3) 目的及び内容が、政治的活動若しくは宗教的活動でないこと。

(4) 営利その他私的な利益を目的としていないこと。

(5) 公序良俗に反していないこと。

(6) 主催者が参加者から入場料又は参加料を徴収する事業にあっては、徴収額及び目的が適正かつ明確であること。

(共催、協賛の承認の要件)

第5条 共催及び協賛の承認は、前2条に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当しなければならない。

(1) 事業の目的、趣旨から教育委員会が適当と認めた事業

(2) 国又は地方公共団体、公益法人、町が出資する団体及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業で、教育委員会が適当と認めた事業

(申請手続)

第6条 後援等の承認又は教育長賞の交付を受けようとする者は、伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 入場料又は参加料を徴収する事業を行う者は、前項に規定する申請書に収支予算書を添付するものとする。

(承認の決定)

第7条 教育委員会は、前条による申請があったときは、速やかに内容を審査し、可否を決定して、教育委員会後援等承認・教育長賞交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定通知書には、必要に応じて次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 原則として、職員等の派遣は行わないこと。
- (2) 原則として、事業に係る経費負担は行わないこと。
- (3) 申請後に開催内容を変更した場合には直ちに届け出ること。
- (4) 教育委員会が後援等をする事業としてふさわしくない行為があると認められる場合は、後援等を取りやめること。
- (5) 町の公の施設を利用する場合でも、後援等の承認を理由に当該施設の使用料の免除又は減免は行わないこと。

(報告書の提出等)

第8条 後援等の承認又は教育長賞の交付を受けた者は、事業の終了後、速やかに事業実績報告書（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 入場料又は参加料を徴収する事業を行った者は、前項に規定する報告書に収支報告書を添付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付申請書

年 月 日

伊奈町教育委員会教育長 様

団体名
(主催者)代表者名
所在地
電話番号

下記の事業について、教育委員会の後援等の承認・教育長賞の交付を受けたいので、伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱第6条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 申請の区分 後援・共催・協賛の承認 教育長賞の交付
- 3 事業の目的
- 4 事業の内容
- 5 開催期日 年 月 日()～ 年 月 日()
- 6 開催場所
- 7 参加対象者
- 8 入場料 無・有(円)
- 9 表彰年月日(教育長賞交付の場合) 年 月 日
- 10 添付書類
 - (1) 関係書類(パンフレット等)
 - (2) 収支予算書(入場料等を徴収する場合)

第2号様式(第7条関係)

伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

年 月 日付けの申請については、下記のとおり決定したので、伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 決定内容 承認する ・ 承認しない
(理由)
- 2 事業の名称
- 3 承認の区分 後援・共催・協賛の承認 ・ 教育長賞の交付
- 4 承認の条件
 - (1) 原則として、職員等の派遣は行いません。
 - (2) 原則として、事業に係る経費負担は行いません。
 - (3) 申請後に開催内容を変更した場合には直ちに届け出てください。
 - (4) 町が後援する事業としてふさわしくない行為があると認められる場合は、後援を取りやめることがあります。
 - (5) 町の公の施設を利用する場合でも、この承認等を理由に当該施設の使用料の免除又は減免は行いません。

第3号様式(第8条関係)

事業実績報告書

年 月 日

伊奈町教育委員会教育長 様

団体名
(主催者)代表者名
所在地
電話番号

年 月 日付け 発第 号で承認を受けた事業が終了したので、伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 承認の区分 後援・共催・協賛の承認 ・ 教育長賞の交付
- 3 事業の概要
- 4 開催期日 年 月 日()～ 年 月 日()
- 5 開催場所
- 6 参加人数
- 7 入場料 無・有(円)
- 8 教育長賞受賞者名(教育長賞交付の場合)
- 9 添付書類
(1) 収支報告書(入場料等を徴収した場合)

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 8 条関係)